## 大都市圏バイヤー個別商談会事業委託業務に関する質問及び回答

(令和6年3月1日現在)

通	番質問	<b>周項目</b>	質問内容	回答
	仕様書 1頁 1 3 委託業務の (1)個別商談		(ザ・ギフツショップ)」の第3期運営事業者の店舗運営者もしくは バイヤーを手配すること」とあるが、アドバイザーを手配するとは具 体的にどのようなことを想定しているのか。個別商談会の開催におい て、どのような場面で誰が(受託者または県内メーカー)助言を受け	報酬及び費用弁償の額に関する規則」に定められた委員報酬日額に準じた